

住宅

実施自治体		太陽熱利用に係る制度に✓を入れ、昨年度の補助実績件数を記入		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署
		✓	昨年度件数		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	県			群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資	融資	【対象者】 (1)県内に居住し、自ら居住する住宅に対象設備を設置する方(転入予定者も含む) (2)自己資金だけでは資金の調達が困難な方 (3)県税を滞納していない方 (4)事前に購入・着工していない方 (5)金融機関が定める審査基準を満たす方 【対象設備】 (1)太陽光発電設備 (2)EV等(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車) (3)家庭用蓄電池 (4)V2H(電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター) ＜設備要件＞ ・(1)、(2)、(3)、(4)ともに、設置又は購入する時点で未使用品であること ・太陽光発電設備については、1kW以上10kW未満の設備であること ・EV等については、経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象車両(※)として登録されている給電機能を有する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること ・V2Hについては、経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象機器(※)として登録されていること又は当該システムと同等以上の性能を有すること ・太陽光発電設備を同時に設置しない場合は、対象設備等を導入する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ太陽光発電設備と連携できる設備であること (※)補助対象車両・補助対象機器は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ(外部リンク)で確認可	・融資限度額:1者当たり1,000万円 ・融資期間:10年以内 ・償還方法:元利均等月賦償還(元利金等半年賦償還との併用可) ・融資利率等:年1%(固定金利)	R7.4.1～ R8.3.31 (予算の範囲内)	https://www.pref.gunma.jp/page/5739.html	グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 027-898-2752
				太陽光発電設備等導入支援事業費補助金	補助金	【補助対象者】 ○購入の場合:個人 ○電力販売契約(PPA)又はリース契約の場合:PPA又はリース契約事業者(共同申請者:個人) 【補助対象設備】 1)太陽光発電設備 2)太陽光発電設備＋蓄電池 ＜補助対象設備の主な要件＞ ○太陽光発電設備 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。 ・太陽光発電設備により発電される電力が、導入場所の敷地内(オンサイト)の住宅で30%以上使用(自家消費)されるものであること 等 ○蓄電池 ・蓄電池価格(円)を蓄電容量(kW)で除して算出した額が、4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池にあっては14.1万円/kWh以下、4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池にあっては16.0万円/kWh以下であること ・原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とする据置型(定置型)のものであること ・蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内(オンサイト)の事業所又は住宅で使用(自家消費)されるものであること 等	【補助額】 ○個人が導入する場合 ・太陽光発電設備 7万円/世帯 ・蓄電池 補助対象経費の1/3(千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。)	【交付申請受付期間】 R7.7.1～ R7.8.29 【補助対象事業の実施期間】 R7.7.1～ R8.1.31	https://www.pref.gunma.jp/page/697525.html	グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 027-898-2752
				住宅用蓄電池導入支援事業費補助金	補助金	【補助対象者】 ○購入の場合:県内に太陽光発電設備を設置済みの住宅を有する個人 ○リース契約の場合:リース契約事業者(共同申請者:個人) 【補助対象設備】 1)蓄電池 ＜補助対象設備の主な要件＞ ・太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備の発電電力を充放電できるものであること ・蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内(オンサイト)の事業所又は住宅で使用(自家消費)されるものであること 等	【補助額】 1・2のうちいずれか低い額(千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる) 1 補助対象経費の1/3 2 蓄電容量×14.1万円/kWh×1/3	【交付申請受付期間】 R7.7.14～ R7.7.28 【補助対象事業の実施期間】 R7.7.14～ R8.1.31	https://www.pref.gunma.jp/page/697525.html	グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 027-898-2752
前橋市	✓		(1)燃料電池コージェネレーション6件 (1)太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機11件 (2)定置用蓄電池104件 (3)EV・PHEV 6件 (4)V2H 0件	令和7年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金	補助金	次のいずれにも該当する個人 1 対象となる設備を設置する市内の店舗併用住宅を含む住宅(以下「住宅」という。)に自ら現に居住し、住所をおいている者 2 住宅に対象となる設備を自ら設置し、住宅で利用する者 3 市税を滞納していない者 ※その他要項にて暴力団関係者でないことを定めています	(1)ア 燃料電池コージェネレーション 30,000円 (1)イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機 30,000円 (2) 定置用蓄電池設備・蓄電容量1kWhあたり10,000円(上限50,000円) (3) V2H(電気自動車充給電設備) 50,000円 ※太陽光発電設備について、(1)～(3)の補助対象設備と同時に新規で導入した場合、補助額に30,000円加算する。ただし、一度限りの加算とする。	【前期】 R7.5.7～ R7.9.30 【後期】 R7.10.6～ R8.2.27 ※期間中であっても前期後期それぞれの予算額に達した時点で交付終了	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/govmu/4/1/1/23240.html	環境部環境政策課GX戦略係
高崎市		253	高崎市住宅用太陽光発電システム導入補助金	補助金	○自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを新たに設置し(または、市内の太陽光発電システム付きの住宅を購入し)、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ個人 ○2025年度中に太陽光発電システムに係る電力受給を開始し、かつ定められた申請期限までに補助金交付申請書を提出できる方 ○市民であり、市税を滞納していない方	1kWあたり8千円 上限4万円	R7.7.1～R8.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/6849.html	環境政策課 0277-321-1251	
桐生市			新エネルギー設備設置補助金	桐ベイボイント(電子地域通貨)	1.桐生市内に住所を有する人。 2.自らが居住する市内の住宅(併用住宅を含む。ただし、居住用部分が2分の1以上を占めるものとする。)に対象設備を設置した人。 3.市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない人。 4.補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した人。 5.過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない人。 6.住宅が共有名義または他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人。	蓄電池 1kWhあたり1万円 上限 5万円	R7.5.1～ R8.3.16	https://www.city.kiryu.gunma.jp/kurashi/kankyo/1/014480/1018543/1018546.html	SDGs推進課 0277-32-4200	

太陽熱利用システム・太陽光発電に係る助成制度(住宅)(2025年度)

伊勢崎市			伊勢崎市家庭用脱炭素化設備導入補助金	補助金	【対象者】 1.本市の住民基本台帳に記録されている 2.対象設備を導入した住宅に住んでいる 3.設備導入に要する費用を負担している 4.市税の滞納がない 5.設備を導入した住宅において系統連系をしている 【対象設備】 ○太陽光発電設備 1.未使用品である 2.発電した電力が原則自家消費される 3.発電出力が1kW以上10kW未満 4.同一設備に係る本市からの補助金を受けていない ○蓄電池 1.未使用品である 2.据置型(定置型)のもの 3.供給される電力が自家消費される 4.太陽光発電設備と接続し使用される 5.蓄電容量が2kWh以上 6.同一設備に係る本市からの補助金を受けていない	対象設備の導入に要した費用 各設備上限5万円	R7.6.2～ R8.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/gxsuishin/isesakigxsuishin/20112.html	GX推進課 0270-27-5596	
太田市			太陽光発電システム301件 蓄電池システム269件 おひさまエコキュート41件	太田市住宅用再生エネルギー機器導入報奨金	報奨金	市税に滞納がなく、自らが居住する市内の住宅に、太陽光発電システム、蓄電池システム及びおひさまエコキュートを設置した市民を対象者とし、報奨金として太田市デジタル金券(OTACO)を支給する。	太陽光発電システム: 発電出力2kW以上を設置した場合に一律5万円 蓄電池システム:蓄電容量4kWh以上を設置した場合に一律5万円 おひさまエコキュート:一律2万円	R6.4.1～ R7.3.31	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1021934.html	脱炭素推進室 0276-47-1953
沼田市		24	沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金	補助金	太陽光発電システム ・自ら居住する沼田市内の住宅に対象システム(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10kW未満)を設置する方 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系していること ・日本産業規格又はIEC等の国際規格に適合していること ・未使用品であること ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和8年3月20日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと	1kW あたり 1万5千円 上限 7万円	R7.4.1～ R8.3.20(予算の範囲内)	https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/o/taiyoko/1003684.html	環境課 環境政策係 0278-23-2111 内線 3071	
	✓	3			太陽熱利用システム ・自ら居住する沼田市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方 ・未使用品であること ・自然循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分(平板型又は真空管型)が一体型のもの ・強制循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するもの ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和8年3月20日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと	設置費用の 1/10 以内 自然循環型 上限 2万円 強制循環型 上限 4万円				
渋川市		96(うち住宅用太陽光発電システムを含む申請44件)	渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金	補助金	渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要綱及び要領で規定する要件を満たす下記の設備 (1)定置用リチウムイオン蓄電池システム (2)住宅用太陽光発電システム (3)V2H (4)EV又はPHEV (5)ペレットストーブ	(1)蓄電池 5万円 (2)太陽光発電 3万円 (3)V2H 10万円 (4)EV又はPHEV 5万円 (5)ペレットストーブ 補助対象経費の2分の1 ※上限5万円、1,000円未満の端数切り捨て	R7.4.1～ R8.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.shibuya.lg.jp/kurashi/gom/ondanka/p006515.html	市民環境部 環境森林課 環境政策係	
		1件(うち太陽熱利用システム設置0件)	熱損失防止改修(省エネ)改修等住宅に係る固定資産税の減額	減免	令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、省エネ(熱損失防止)改修工事を行ったもので、下記要件に該当する家屋 ■住宅要件 ①平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く) ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上の280㎡以下であること(併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ■工事要件 ・熱損失防止改修工事を行っていること 1 窓の改修(必須) 2 床の断熱工事 3 天井の断熱工事 4 外壁の断熱工事 5 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事 ・熱損失防止改修等工事費用が60万円を超えていること(補助金等を除く) (上記1から4に該当する断熱改修工事費用が60万円を超えていること、又は1から4に該当する工事費用が50万円を超えており、かつ5に該当する設置工事費用と合わせて60万円を超えていること)	改修工事対象家屋について、翌年度に限り固定資産税の3分の1減額 (長期優良住宅の認定を受けた改修の場合、3分の2減額) ・1戸あたり120平方メートル相当分まで。 ・新築住宅軽減と耐震改修等(バリアフリーを除く)減額の処置と同時に適用不可。	随時	https://www.city.shibuya.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/p001507.html	総務部 税務課 資産係	
藤岡市	✓	41	藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金	補助金	以下の要件を全て満たしている方 (1)市内の自ら居住する住宅(住宅部分の面積が1/2以上の併用住宅を含む)に、対象システムを設置する、又は居住実績のない対象システム付き住宅を購入し居住しようとする方 (2)市税を滞納していないこと。ただし、転入する予定、又は転入してから1年以内の場合は、転入前市町村においても市税を滞納していないこと (3)建物の所有が申請者以外又は共有者がいる場合、書面により設置承諾を受けていること (4)過去に同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと	①太陽光発電システム(蓄電システムと同時設置に限る) 1kW あたり 2万円(上限 8万円) ②蓄電システム(太陽光発電システムと同時設置) 1kWh あたり 2万円(上限 10万円) ③蓄電システム(単体設置) 1kWh あたり 1万円(上限 5万円) ④V2H 定額5万円	R7.4.1～ R8.3.26	https://www.city.fujioaka.gunma.jp/soshiki/sinrinkankyobu/kankyo/hqjp/10460.html	森林環境部 環境課 0274-40-2264	

太陽熱利用システム・太陽光発電に係る助成制度(住宅)(2025年度)

安中市	✓	6件 ※太陽熱利用温水器のみ(令和7年度より住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金と併合)	住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金	補助金	【対象者】 ・交付申請を行う住宅において、過去に市の補助金を利用して導入した対象機器が設置されていない住宅に居住する者。 ・建売住宅供給者等から市内にある対象機器(未使用品に限る。)付住宅を購入し、居住した者。 ・市民である者。 ・市税を滞納していない者。 【対象設備】 ○太陽光発電システム ・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための太陽光発電システムであること。 ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること。 ・日本工業規格等で認められていること。 ・未使用品であること(中古品は対象外とする)。 ・太陽電池モジュール本体の機器費用が無償の場合は対象外とする。 ○定置用リチウムイオン蓄電システム ・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 ・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための定置用リチウムイオン蓄電システムであり、太陽光発電システムと接続して使用するために設置されたものであること。 ・リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 ・未使用品であること(中古品は対象外とする)。 ○太陽熱利用温水器 ・未使用品であること(中古品は対象外とする)。	○太陽光発電システム ・公称最大出力1Kwあたり1万円、上限5万円(千円未満切り捨て) ○定置用リチウムイオン蓄電システム ・蓄電容量1Kwhあたり1万円、上限6万円(千円未満切り捨て) ○太陽熱利用温水器 ・本体購入費及び設置に係る費用(税抜)の10%に相当する額、上限1万5千円(千円未満切り捨て)	R7.4.1～R8.3.31(予算の範囲内)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1694.html	市民環境部 環境政策課
みどり市			みどり市住宅用脱炭素推進補助金	補助金	以下の要件を全て満たしている方 ・補助対象設備を自ら購入すること ・補助対象設備の設置等を行う住宅を所有していること ・補助対象設備の設置等を行う住宅に住民登録があり、そこに居住していること ・世帯員全員が市税等(国民健康保険税含む)を滞納していないこと 【太陽光発電システムの要件】 ・太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの出力が10kW未満であること。 ・電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで系統連系し、電力受給を開始した日から起算して180日以内の申請であること。 ・太陽光発電システムから供給される電力が、住居において消費されること。 ・自家消費分の環境価値を市が活用することに同意すること。 ・未使用品であること(中古品は除く)	一律5万円	R7.5.1～R8.2.28	https://www.city.midori-gunma.jp/kankyo/1001719/1006953/1006954.html	SDGs推進課 0277-76-0985
榛東村		22	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助	補助金	【補助対象設備】 ・住宅の屋根等への設置に適しているもの ・低圧配電線と逆潮流有りで連携するもの ・電力会社と電力需給契約を締結するもの ・太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの ・日本工業規格等で認められているもの ・未使用のもの 【補助対象者】 ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	○村内業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kWあたり4万円(上限4kW、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000円未満は切捨て)は商業振興券で交付。補助金の交付は1住宅につき1回限り。また、1世帯につき1回限り。 ○村外業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kWあたり2万円(上限4kW、8万円まで)。補助金の交付回数は、村内業者による工事の場合と同様。	R7.4.1～R8.3.31 予算の範囲内	https://www.shinto.gunma.jp/life/000049/000050/p000150.html	住民生活課 住民係 TEL0279-26-2494
吉岡町	✓	【発電システム】 37件 【蓄電システム】 29件	吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業	窓口にて申請	【対象者】 ①町内に住所を有していること。 ②設置する発電システム(蓄電システムを設置する場合にあっては蓄電システムと接続する発電システム)について、電気事業者と電力受給契約を締結していること。 ③町税等の滞納がないこと。 ④対象システムの設置費用を負担していること。 【発電システム】 ①低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。 ②太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。 ③起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。 ④未使用なもの。 【蓄電システム】 ①蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 ②常時発電システムと接続していること。 ③未使用なもの。 ※補助金の交付は各システムごとに1回限りとする。 詳細はHPのとおり。	○太陽光発電システム 1kWあたり2.5万円 上限10万円(千円未満切り捨て) ○定置用リチウムイオン蓄電システム 一律5万円	R7/4/1～R8/3/31	https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/kankyo/post_206.html	住民課・住民環境室
上野村	✓	31件	上野村太陽光発電設備貸付事業	貸与	上野村に住民登録した(法人は村内に事業所を有する)個人及び事業者等(法人は本店・支店を問わず当該法人名義の村内に存在する事業所としての施設への設置を対象とする)その他村長が特別に認める者 1.太陽光パネル及び蓄電池を同時に導入すること。(ただし、すでにどちらかの設備を設置している場合は除く) 2.太陽光発電設備導入のための調査に協力すること。 3.設置から10年間で以上使用すること。 4.設置から3年の間、電気使用量を村に報告すること。 5.太陽光発電設備の設置場所を確保すること。 6.税金等を滞納していないこと。 7.FIT及びFIP制度を利用しないこと。(ただし、すでに自己により太陽光パネルを設置していて、FIT及びFIP制度を利用している者を除く) 8.太陽光パネルを設置せずに蓄電池のみを設置する場合は、電気契約を村の指定する新電力会社の再エネメニューへ変更すること。	太陽光発電設備(パネルと蓄電池)の設置を希望する住宅に、村が設備を貸与(所有者は村)。 導入にあたり、太陽光パネルの設置費の約6分の1は個人負担で、蓄電池は村が無償で貸与(蓄電池のみを個人負担なし)。 既に太陽光パネルを自費で設置済みの住宅は、蓄電池のみを追加で設置することが可能。	通年(R10年度まで)	脱炭素先行地域計画に基づく取組 http://www.uenomura.jp/admin/politics/post-30.html	振興課 0274-59-2111

太陽熱利用システム・太陽光発電に係る助成制度(住宅)(2025年度)

	✓	18件	上野村太陽熱温水器導入支援事業	補助金	【補助対象設備】 この事業において「太陽熱温水器」とは、太陽熱を利用して温水を作り、給湯に用いるために住宅等に備え付けられる温水器をいう(JIS 4112で規定する太陽集熱器と同等以上の性能を有するもの)。 【補助対象者】 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。))は、次の各号のいずれにも該当する村民もしくは事業者とする。 (1) 上野村に住所もしくは主たる事業所(本店)を有し、かつ、住民登録もしくは村内で事業活動を含む中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者並びに小規模企業者及び個人事業主であり、引き続き当該設備の法定耐用年数以上村内に住民登録もしくは事業継続する意思のある村民もしくは事業者 (2) 村税等に未納がない者 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者 (2) 上野村暴力団排除条例(平成24年上野村条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員である者 (3) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でない」と村長が認める者	補助金の額は、補助対象経費に6分の5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、補助対象経費は税込み1,200,000円を上限とする。 補助金の申請は、1交付対象者につき、1台までとする。	通年(R10年度まで)	脱炭素先行地域計画に基づく取組 http://www.uenomura.jp/admin/politics/post-30.html	振興課 0274-59-2111
甘楽町	✓		14 甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金	補助金	設備:住宅用太陽光発電設備蓄電池システム 対象者:甘楽町に居住し、自ら居住するための住宅に新たに対象設備を導入する者	対象設備の最大出力(kwh表示)に1万円を乗じた金額(上限5万円、千円未満切り捨て)	R7.4.1～R8.2.28 (予算の範囲内)	https://www.town.kanra.lg.jp/jyumin/kankyo/news/20230310152902.html	住民課環境係
中之条町			中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	設置費補助	(1) 中之条町に住民登録を行っている方 (2) 自分が所有者もしくは居住する中之条町内の住宅等(併用住宅を含む。))にシステムを設置する方又はシステムが設置された新築住宅を購入する方 (3) 世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。	(1) 太陽光発電システム ・1kW あたり 5万円 ・上限 20万円 (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム ・1kWh あたり 3万円 ・上限 15万円 (3) ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) ・費用額(税別)の1/10 ・上限 2万円	R7.4.1～R8.3.31	https://www.town.nakanogunma.jp/soshiki/16/8003.html	防災安全課 0279-26-7089
長野原町			長野原町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	助成金 (※申請は設置工事前必須、設置後に請求書提出が必要)	・町内に住所を有し、自ら所有又は居住する住宅にシステムを設置、または設置された新築住宅を購入した者 ・世帯全員の町税及び使用料等を完納 ・過去に同じ助成を受けていない者 その他、下記の要件に当てはまる者 ○太陽光発電システム ・太陽光モジュールの公称最大出力合計が10kW未満 ・未使用品 ・発電した電力が住宅等で消費しており、電力会社と余剰電力の買取契約を締結する見込がある ○定置用リチウムイオン蓄電池システム ・蓄電容量合計が1kWh以上 ・常時太陽光発電システムと接続している ・未使用品	○太陽光発電システム 5万円/kW 上限20万円 ○定置用リチウムイオン蓄電池システム 5万円/kWh 上限20万円	R7.4.1～R8.1.31 (設置完了後の請求はR8.3.31まで。予算がなくなり次第終了)	https://www.town.naganohara.gunma.jp/www/contents/1361758473837/index.html	町民生活課 0279-82-2246
高山村			高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	村内に住所を有する者又は村内に住所を有する見込みのある者(法人は除く。))で、自ら居住する住宅等に設置される発電システム	1kWあたり7万円 上限20万円	R7.4.1～R8.3.31 (予算の範囲内)	https://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/taiyoko/taiyoko-hojo.html	地域振興課 0279-63-2111
東吾妻町	✓		24 東吾妻町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	補助金	【補助対象設備】 ①太陽光発電システム ・低圧配電線と逆潮流有りで連携していること ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満であること ・未使用であること ②蓄電池システム ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること ・常時住宅用太陽光発電システムと接続していること ・未使用品であること 【補助対象者】 ・町内に住所を有する方又は町内に住所を有する目的で住宅を購入される方 ・町税を滞納していない方 ・過去に同一システムで補助金を受けていない方	①太陽光発電システム 1kWあたり2万円(上限10万円) ②蓄電池システム 1kWhあたり4万円(上限20万円)	R7.4.1～R8.3.31 (予算の範囲内)	https://www.town.higashitagatsuma.gunma.jp/www/contents/1679968033471/index.html	町民課
片品村	✓		0件 片品村住宅用再生可能エネルギー等導入補助金	補助金	(1) 村内に住民登録を有する、又は有する見込みである者。(第9の事業実績報告書提出時までに本村に住民登録を有する予定である者をいう。) (2) 村税等の滞納のない世帯に属している者 【対象設備】 (1) 太陽光発電設備は10kW未満の住宅用太陽光発電システム(未使用品)であり、設置費用を補助対象とする。 (2) 太陽熱利用設備とは、住宅用太陽熱利用設備(未使用品)であり、設置費用を補助対象とする。 (3) 定置用リチウムイオン蓄電池システムとは、太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時などに必要に応じて電気を活用することができるシステム(未使用品)であり、設置費用を補助対象とする。 (4) 電気自動車充電等設備(普通、V2H)とは、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)のバッテリーを充電する機器(未使用品)又はバッテリーに貯めている電力を、自宅でするように充放電する機器(未使用品)であり、設備導入を補助対象とする。	【太陽熱利用設備】 太陽熱温水器等を設置する場合、設置費用の30%以内とし、上限は5万円 【太陽光発電設備】 太陽電池出力1kW当たり5万円を乗じた金額とし、上限は25万円 【定置用リチウムイオン蓄電池システム】 蓄電容量1kWh当たり5万円を乗じて得た額とし、上限は25万円とする 【電気自動車充電等設備(普通、V2H)】 対象設備の導入費用の10分の4以内とする金額とし、上限は15万円とする	R7.4.1～R8.3.31	https://www.vill.katashina.gunma.jp/gaiyou/kakuka/nourin/kankyou/files/saisaienerugi-.pdf	農林建設課 0278-58-2114
昭和村			昭和村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	(1) 昭和村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。 (2) 発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 (3) 発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していないものに限る。	1kwあたり2万5千円 上限10万円	R7.4.1～R7.3.31	https://www.vill.showa.gunma.jp/kurashi/kurashi/hajiyokin/2017-0224-1340-29.html	産業課 0278-25-3436

太陽熱利用システム・太陽発電に係る助成制度(住宅)(2025年度)

みなかみ町	✓	太陽光発電設備：4件 太陽熱温水器：2件	みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	●対象 ①町内の自ら居住する住宅(店舗との併用住宅可)に設置する方および補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する方(ただし、建売住宅は居住実績がないもの) ②町民である方または町民となることが確実であると認められる方 ③世帯の全員に町税等の滞納がない方 ④過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方(過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能、またはその逆も可能) ●要件 □太陽光発電設備 ①住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。 ②電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。 ③太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。(※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。) ④日本工業規格等で認められているもの。 ⑤未使用品であるもの。 □高効率給湯器(太陽熱温水器) ①太陽光に含まれる赤外線熱を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型または分離型のもの。 ②リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。 ③水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。 ④ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。 ⑤未使用品であるもの。	●補助金額 □太陽光発電設備 設置する太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。)に2万5千円を乗じて得た額(千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の上限は10万円とする。 □高効率給湯器(太陽熱温水器) ・自然循環式 1家庭1台 2万円 ・強制循環式 1家庭1台 4万円	R7.4.1～ R8.3.31	https://www.town.minakami.gunma.jp/life/09sumai/kankyoku/2016-1013-1804-16.html	企画課 0278-25-5001
玉村町	✓	41	玉村町住宅用太陽光発電システム設置補助制度	補助金	・発電システム設置後(系統連系後)90日以内に必要書類を揃え、交付申請書を提出すること。 ・町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は町内に自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が町税を完納していること。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	1kWあたり10,000円 上限50,000円	R6.4.1～ R7.3.31	https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/2022032200027/	環境安全課 0270-64-7708
板倉町			板倉町住宅用太陽光発電システム設置補助事業	補助金	町内在住で住宅用太陽光発電システムを設置した者(建売含む)	25,000(円/kw)※上限10万円	H22年～	https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s010000/d010010/20190304092656.html	住民環境課 環境下水道係 0276-82-6132
千代田町			千代田町住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した者(平成22年4月1日以降に引き渡しを受けた者とする。)で、当該者の属する世帯全員が町税(千代田町税条例(昭和30年6月19日千代田村条例)第3条に規定する町税をいう。)及び国民健康保険税を滞納していない者	太陽光発電システム・3万円/kw・上限6万円 定置型蓄電池・1万円/kwh・上限4万円	R7.4.1～ R8.3.31(予算の範囲内)	https://www.town.chiyodagunma.jp/jyumin/kankyo/kankyo001.html	住民生活課 エコ推進係 0276-49-5200
邑楽町	✓	28	邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	交付	・自ら居住する町内の専用住宅又は供用住宅に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者	1キロワットあたり2万円 上限6万円	～R8.3.31	https://www.town.oragunma.jp/s017/download/060/taiyoukou.html	建設環境課